

令和4年12月15日

総務文教委員会資料

教育委員会

目 次

【報告事項】

- 1 富山市立八尾中学校における成績に関する個人情報の漏洩について 1 頁
- 2 富山市立北部中学校3年生死亡事案の概要について 2 頁
- 3 富山市立北部中学校3年生死亡事案に関する調査組織の設置について 3 頁

1 富山市立八尾中学校における成績に関する 個人情報の漏洩について

[学校教育課]

(1) 発生日

令和4年10月7日（金）

(2) 概要

10月7日（金）に同校の教員が、他の教員から提供を受けた全校生徒の名簿を、生徒会の委員会活動用資料とするため、一人1台端末の共有ファイルとしてクラウド上にあげ、委員会に所属する25名の生徒がデータを閲覧できるようにした。当該教員は、気づいていなかったが、この名簿ファイルには、氏名の他、組、番号、性別、朝の自主学習会に参加した日数に加えて、各学年の学力調査の合計点と学年順位が含まれており、委員会に所属する25名のうち、7名が閲覧したことが判明した。

当該教員は、10月15日（土）に、その共有ファイルに成績に関する情報が含まれていることに気づき、即座に生徒が閲覧できないようにしたが、管理職に報告していなかった。10月19日（水）に中学校で、データが共有されてしまう状況にあったことを知った生徒1名から学年主任に相談したことから、本件が判明した。

(3) 経過

- 10月19日（水） 関係生徒25名への調査
- 10月20日（木） 全校集会の実施、生徒への説明及び謝罪
臨時保護者説明会
- 10月21日（金） 記者会見
- 10月24日（月） 臨時校園長会の開催

(4) 対応

校園長会において、改めて教育用クラウドサービスの利用方法に関する資料を配付したほか、各学校園においても個人情報の管理に関する校内ルールの遵守の徹底や研修会の実施により組織的な意識共有を図るなど、再発防止に努めている。

2 富山市立北部中学校3年生死亡事案の概要について

[学校教育課]

(1) 発生日

令和4年11月19日（土）

(2) 死亡生徒

富山市立北部中学校3学年女子生徒

(3) 事案の概要

1年生の2学期に、当該生徒と他の生徒との間にトラブルが発生し、教員が双方から聞き取りを行い対応した。その後も引き続き、学校は生活アンケートや教育相談等で悩みを定期的に調査して、対応を進めていた。

2年生の終わり頃には、1年生の時のトラブルについて保護者から再調査の依頼があり、学校は、関係生徒・教職員等に再調査を行った。以後、当該生徒・保護者と月に2回程度面談を継続して行い、スクールソーシャルワーカーによる支援も行ってきた。

令和4年11月21日（月）、新聞記事に女子生徒が死亡したことが掲載された。

(4) 経過

- 11月21日（月） 全校集会及び保護者説明会の実施
- 11月24日（木） 臨時校園長会の開催
- 11月29日（火） 教育委員会臨時会の開催
調査組織の設置について議決

3 富山市立北部中学校3年生死亡事案に関する 調査組織の設置について

[学校教育課]

(1) 趣 旨

富山市立北部中学校3年生の死亡事案を受け、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う組織を設けるもの。

(2) 名 称

「富山市立北部中学校の事案にかかる調査組織」

(3) 委員構成

弁護士1名、学識経験者1名、社会福祉士1名の3名構成

(4) 期 間

令和4年12月に委員の決定及び調査組織の設置を行う。令和5年1月に第1回会議を開催し、おおむね6ヶ月間を目途に調査を行う。(調査の進捗状況によっては期間が延長されることもあり得る)

(5) 調査内容

富山市立北部中学校3年生の死亡事案に関し、いじめの有無や不登校との関係等、事実関係の調査及び事実認定、検証などを行う。

検証の結果に基づき、富山市教育委員会に対し、当該事案への対処、同種の事案の発生防止についての提言を行う。